

告示

埼玉県告示第三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一、四丁目一番地一、四丁目二番地

二

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九二二三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九二二三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二四か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）A街区（KAZE街区）・B街区（MORI街区） 午前六時から翌午前一時

ら翌午前一時

OUTLET敷地隣接隔地駐車場 午前六時から翌午前一時

D街区（OUTLET街区） 午前八時から翌午前零時

（変更後）A街区（KAZE街区）・B街区（MORI街区） 午前六時から翌午前一時

ら翌午前一時

D街区（OUTLET街区） 午前八時から翌午前零時

ハ 変更年月日

令和元年十二月二十七日

ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十六日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課